

2 建 第 1 6 2 2 号
令和 2 年 1 0 月 3 0 日

公益社団法人福島県宅地建物取引業協会会長
公益社団法人全日本不動産協会福島県本部長 様
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会福島県支部長

福島県土木部長
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る福島県借上げ住宅賃貸借契約に係る再契約手続きについて (依頼)
本県の借上げ住宅制度の運営にご協力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、県は令和 2 年 8 月 2 5 日に、原子力災害等による避難者に対する本県借上げ住宅の供与期間を 1 年間延長することといたしました。

つきましては、再契約対象の借上げ住宅については、令和 2 年 1 0 月 3 0 日付で再契約の御案内を発送いたしましたので、下記により貸主・貸主代理様の再契約書作成に御協力願います。

記

- 1 対象各町 大熊町、双葉町
- 2 再契約期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日 (1 年間)
- 3 再契約書の提出期間 令和 2 年 1 1 月 2 日 (月) ～令和 3 年 1 月 2 9 日 (金)
- 4 提出書類
 - (1) 契約書 (再契約書) 4 部
 - (2) 定期賃貸借契約説明書 1 部
 - (3) 請求書 1 部 (仲介業者を御利用の場合)
 - (4) 重要事項説明書 1 部 (仲介業者を御利用の場合)
- 5 再契約書等の提出先 入居者が被災時居住していた市町村
- 6 その他
 - (1) 再契約手続きを行う際は、不適正利用 (「なりすまし入居」、別人入居、入居実態無し等) 防止のため、入居者の本人確認をお願いいたします。
 - (2) 質問が多く寄せられると思われる事項につきましては、別紙の Q&A に記載しておりますので参考にしてください。
 - (3) 同封の様式等につきましては、1 1 月より福島県建築住宅課 (復興住宅担当) のホームページ「福島県借上げ住宅再契約書等のご案内」からダウンロード可能です。

(事務担当 建築指導課 主事 阿部 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 5 7 6 4)